

【 ix 内閣府（少子化対策企画室・保育課）関係】



# (1) 子ども・子育て支援新制度のポイントとスケジュール

## 子ども・子育て支援新制度のポイント

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。 幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。
- 新制度は早ければ平成27年4月の本格施行を予定。 市町村が、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

※ なお、消費税8%引き上げ時(平成26年4月～)においても、新制度への円滑な移行を図るための先行的な取り組み(保育緊急確保事業)を実施し、子ども・子育て支援の充実を図る予定。

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

→ 国で実施 → 自治体で実施

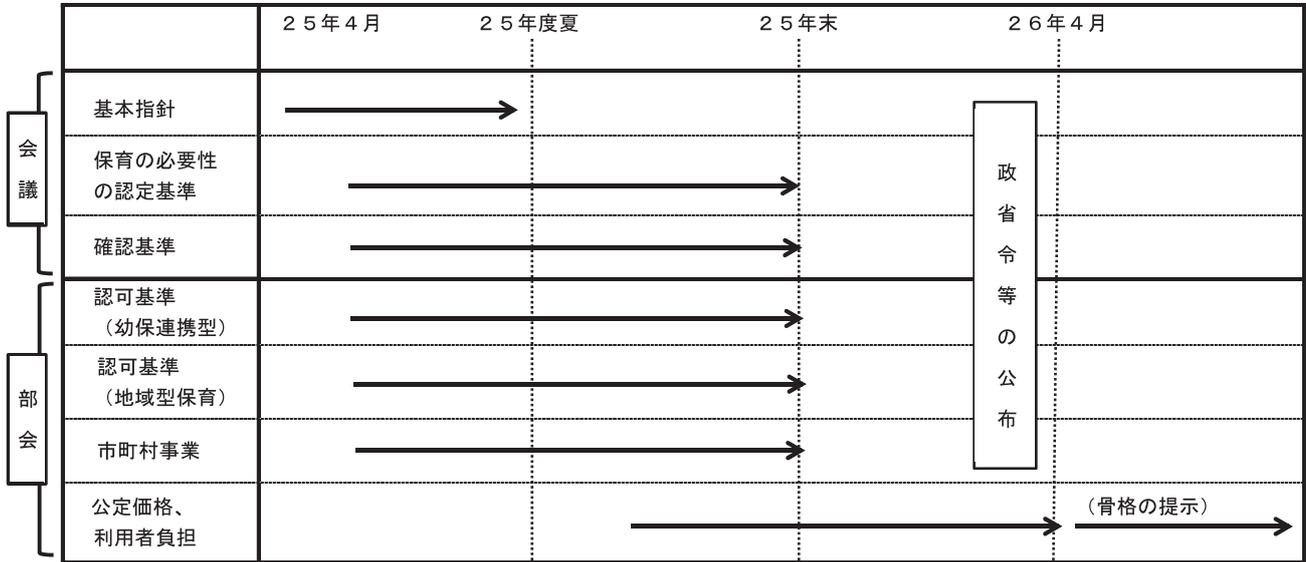
	平成25年度	平成26年度				平成27年度
		4~6	7~9	10~12	1~3	
主な動き(想定)		4月 消費税8%引き上げ 保育緊急確保事業実施				本格施行 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画	会議等での検討 (8月) 概ねの公表 (~3月 量の見込み推計)	市町村・都道府県事業計画の検討 (~9月 確保方策検討)	事業計画案のとりまとめ・パブコメ			・計画確定
認可基準(幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)・確認基準	会議等での検討 (12月~1月) 議論とりまとめ	条例の策定(6月議会)	関係者等への周知			認可・確認事務
保育の必要性の認定基準	会議等での検討	条例等の策定(6月議会)	関係者等への周知			認定事務
市町村事業	会議等での検討	条例(注2)の策定・関係者等への周知				届出受理・事業実施準備 事業実施
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)	関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定				認定こども園職員に対する研修等
公定価格・利用者負担	実態調査、会議等での検討	骨格・仮単価の提示、施設の意向調査		予算編成		利用者負担の設定
保育緊急確保事業	要綱案の作成 事前協議の実施・内示(予定) 保育計画の改定(特定市町村)	要綱の発出	交付申請	交付決定		保育緊急確保事業の実施
実施体制		子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府) 自治体において準備組織を設置				子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

(注1)消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。

(注2)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

## 子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



※1月以降も、当面、月2回程度のペースで会議を開催する予定。

## 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載（参酌標準）。

→住民の利用希望の把握が前提。（子ども・子育て支援法第61条第4項）

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育事業による確保の状況を記載。  
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

（例）平成27年度に地域型保育事業（50人分）を整備、平成28年度に施設（100人分）を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

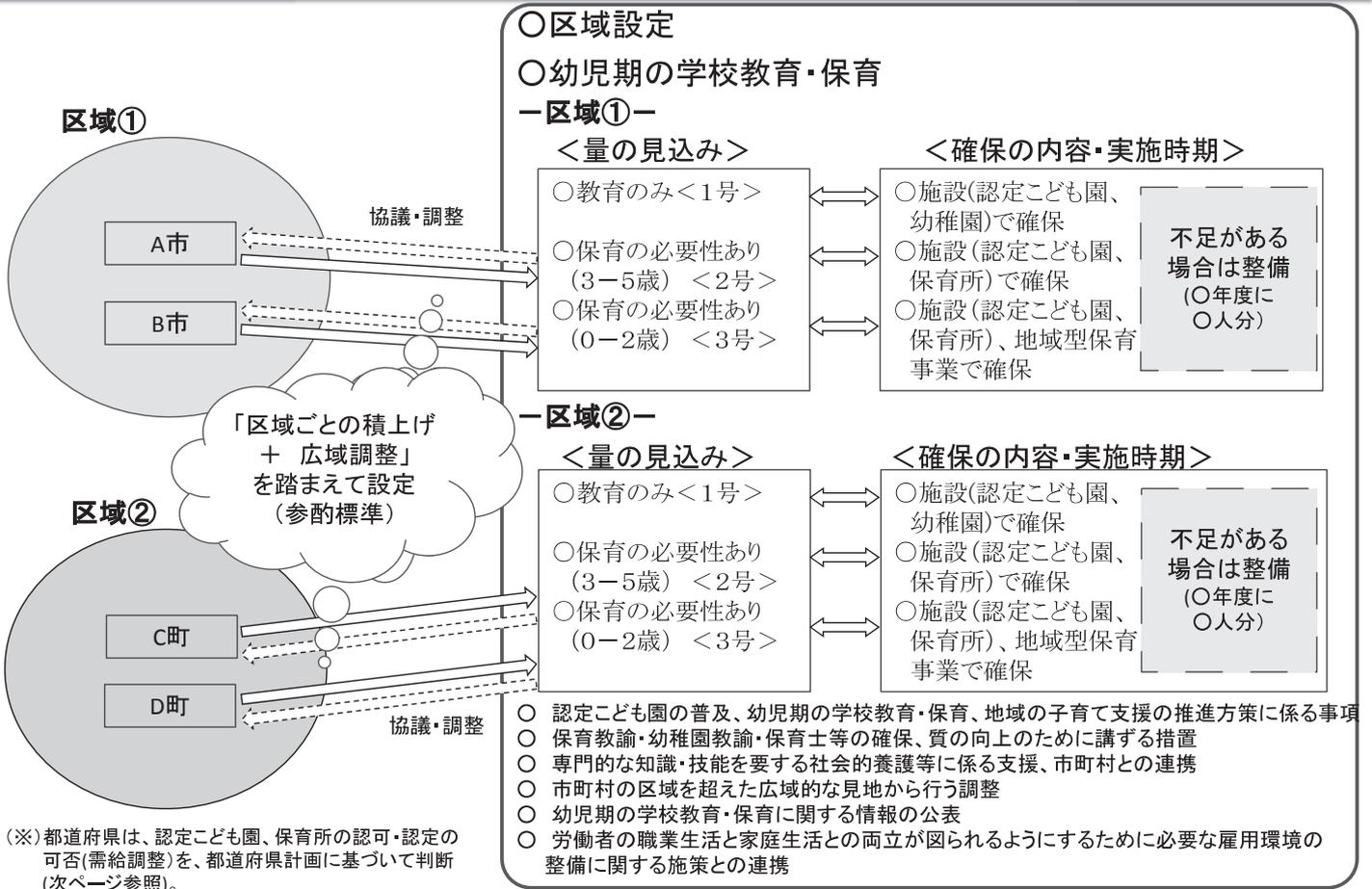
○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

# 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ



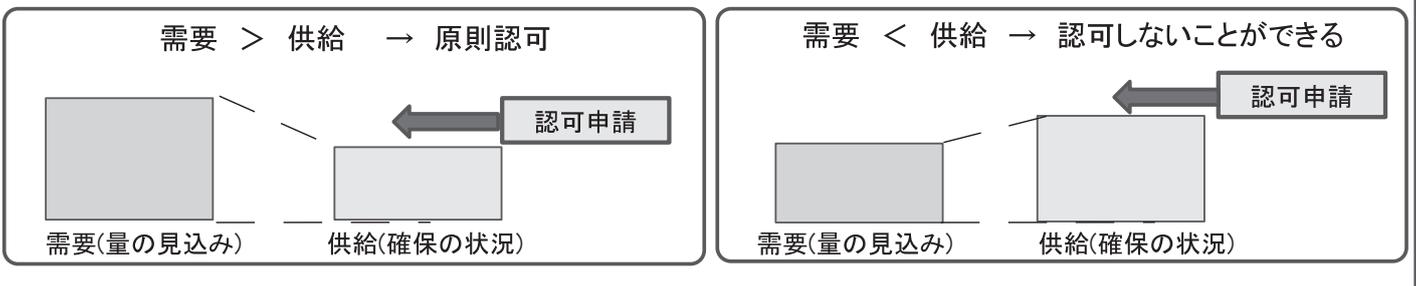
## 需給調整の仕組み

### 既存施設が認定こども園に移行しようとする場合

既に幼児期の学校教育又は保育の需要が満たされている場合に、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行するため、認可・認定の申請があった場合、どのように取り扱うか。

- 認定こども園への移行を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとする場合には、「需要」に「都道府県計画で定める数」を加え、これに達するまでは、認可・認定をするものとする。
- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況やこれらの施設の認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園・保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定する。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

### 【参考:需給調整の仕組み】



事 務 連 絡

平成25年12月18日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度御担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

**幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る  
特例措置の再周知について(依頼)**

平成25年8月6日付け事務連絡「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの案について」においてお示した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において、「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」をお示したところです。

しかしながら、本特例措置の内容や趣旨について、いくつかの自治体において、必ずしも正しく理解されていないのではないかと思われる対応を行っているのご指摘をいただいていることから、改めて、下記のとおり、その内容や趣旨をお示するとともに、再度の周知徹底をお願いするものです。

記

本特例措置の内容は、①幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行する場合②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととするものです。また、「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定するものです。

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。

つまり、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議における議論等により透明性を確保した上で、「都道府県計画で定める数」を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととするものです。

したがって、「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

以上の内容につきまして、貴職におかれましては、改めてご確認の上、ご理解いただきますとともに、管下市区町村への改めての周知徹底につきまして、特段のご配慮をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本件周知徹底に係る対応状況につきまして、1月9日(木)までに下記までご報告いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

担当 内閣府 少子化対策担当 加藤・佐藤・辻
T E L : 03-3581-1403(直通)
F A X : 03-3581-0992
E-mail : kodomokosodate1@cao.go.jp

## (2) 子ども・子育て会議において取りまとめられた各種基準案について

### 1. 保育の必要性の認定について

#### 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

#### 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

#### 3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

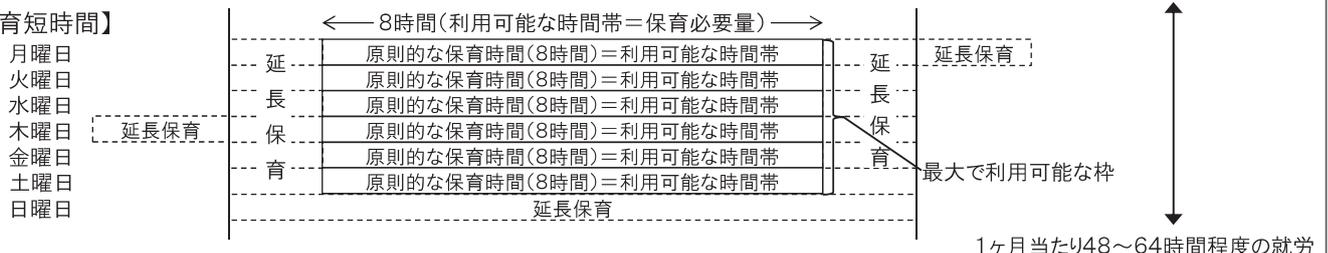
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

##### 【保育標準時間】



##### 【保育短時間】



## 2. 確認制度について

### 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならないが、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。

### 2. 運営基準について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 など</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) など</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報保護</li> <li>・事故防止及び事故発生時の対応</li> <li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li> <li>・会計処理(区分経理等) など</li> </ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li> </ul>

### 3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類	主な事項	
基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、所在地、代表者の氏名等</li> </ul>
	施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の種類(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)</li> <li>・名称、所在地等</li> <li>・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)</li> <li>・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等)</li> <li>・職員1人当たりの子ども数</li> <li>・利用定員、学級数、在籍子ども数</li> <li>・開所時間等 など</li> </ul>
運営情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、事業の運営方針</li> <li>・教育・保育の内容・特徴</li> <li>・選考基準</li> <li>・給食の実施状況</li> <li>・相談、苦情等の対応のための取組状況</li> <li>・自己評価等の結果</li> <li>・事故発生時の対応 など</li> </ul>	

### 3. 幼保連携型認定こども園の認可基準について

#### 1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

#### 2. 設置パターン別の基準案

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ※具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。</li> </ul> <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者</li> <li>・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す)</li> </ul> <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)</li> <li>・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)</li> </ul> <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積             <ul style="list-style-type: none"> <li>①満2歳の子どものみについて保育所基準(3.3㎡/人)</li> <li>②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方</li> </ul> </li> <li>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</li> </ul> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。</li> <li>・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</li> </ul>

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準案
【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン 既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</li> <li>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</li> <li>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</li> </ul>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。</li> <li>・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。</li> </ul> <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。</li> </ul>
【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン 法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準)</li> </ul>

## 4. 地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

…比較的小規模な家庭型保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

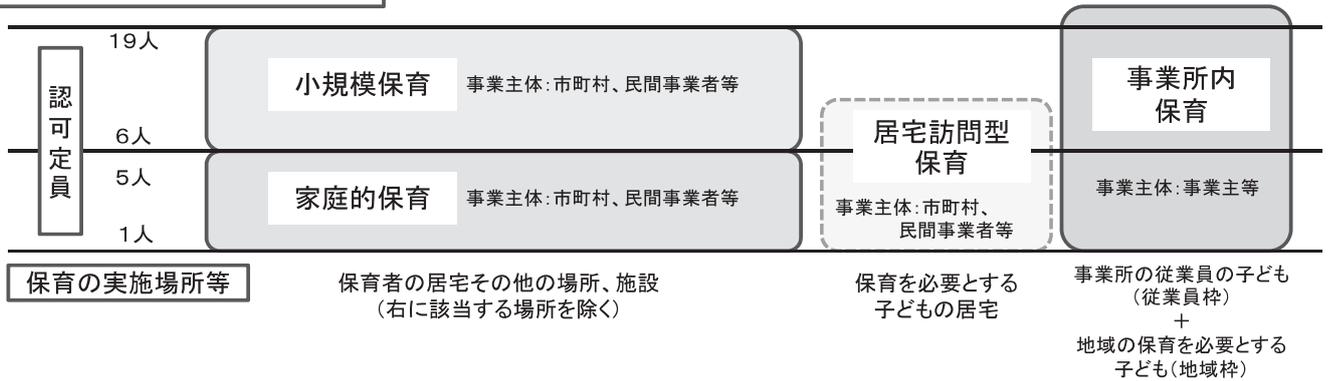
◇居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

### 地域型保育事業の位置付け



### 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

### <主な認可基準>

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。  
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。  
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たった経過措置を設ける。

## 家庭的保育事業等の認可基準について

○ 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。

### ＜主な認可基準＞

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡		—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

- ※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設置を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)  
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。  
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

### 【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項(詳細は別紙参照)
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 ※社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にて検討し、当会議に報告された。

# 「利用者支援事業」について

## 事業の目的

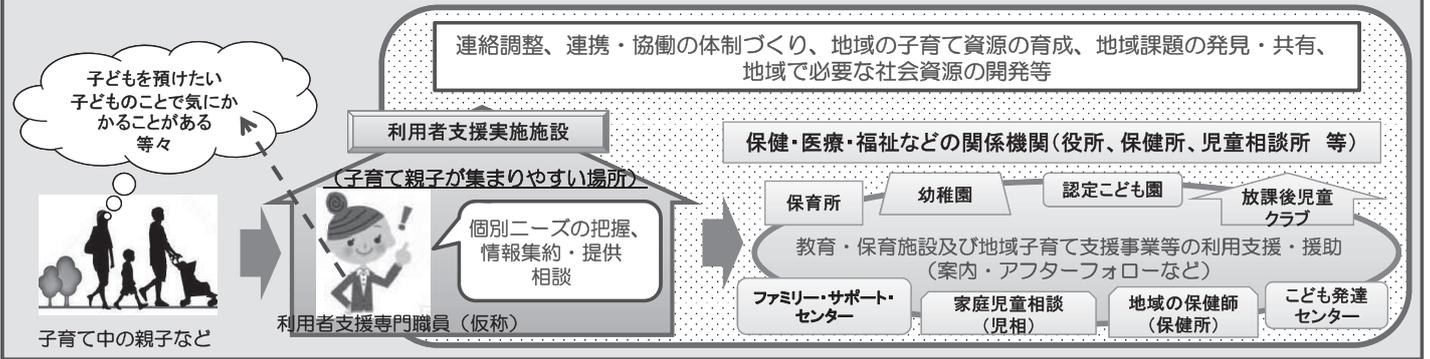
子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

## 主な事業内容

- 総合的な利用者支援  
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」
- 地域連携  
子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態  
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)(例；地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。  
(主として、行政機関の窓口等を活用。)(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



# 一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

## 現状

## H26(保育緊急確保事業)

## H27(新制度施行)

### 保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

### 地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。  
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

### ①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

### 幼稚園における預かり保育(私立は私学助成、公立は一般財源)

### ①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。  
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。  
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。  
※3 現行の地域密着Ⅱ型は、当分の間、事業継続可。(経過措置)

### ②余裕活用型(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

### ③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施。

### ④訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。

※ 平成26年度以降の各類型の名称については仮称。

# 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書の概要について（平成25年12月25日）

## 経緯

- ・昨年8月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。（改正後の児童福祉法第34条の8の2）
- ・本年5月、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」を設置し、省令で定める設備及び運営に関する基準について審議のうえ、12月25日に報告書が公表された。
- ・今後、同報告書を踏まえ、年度内を目途に省令基準を策定する。

## 報告書の概要

### 1. 従事する者【従うべき基準】

- 資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する「児童の遊びを指導する者」であって、研修を受講した者とするのが適当。（一定の経過措置等についても検討）

### 2. 員数【従うべき基準】

- 職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。

### 3. 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。  
※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとし、国としてもおおむね40人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要。

### 4. 施設・設備【参酌すべき基準】

- 専用室は児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋と捉え、面積は「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。

### 5. 開所日数・開所時間【参酌すべき基準】

- 開所日数については、年間250日以上を原則とし、開所時間については、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、それぞれ地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとするのが適当。

### 6. その他の基準【参酌すべき基準】

- 「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「保護者・小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めるのが適当。

### 7. その他（基準以外の事項）

- 市町村は、定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが必要。
- 利用ニーズの増加に対して優先順位を付けて対応する場合の考え方としては、「ひとり親家庭の児童」、「障害のある児童」、「低学年の児童」など発達観の観点から配慮が必要と考えられる児童などが考えられる。

## （3）公定価格について

### 公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

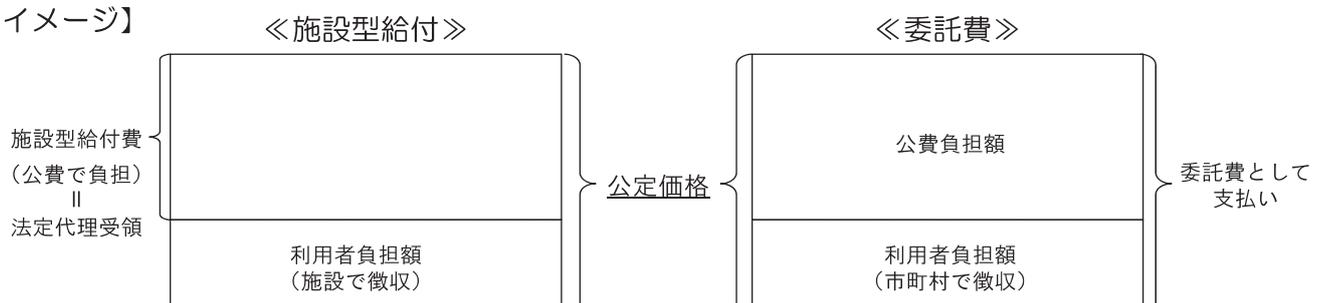
（子ども子育て支援法27条、29条等）

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。

- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

### 【イメージ】

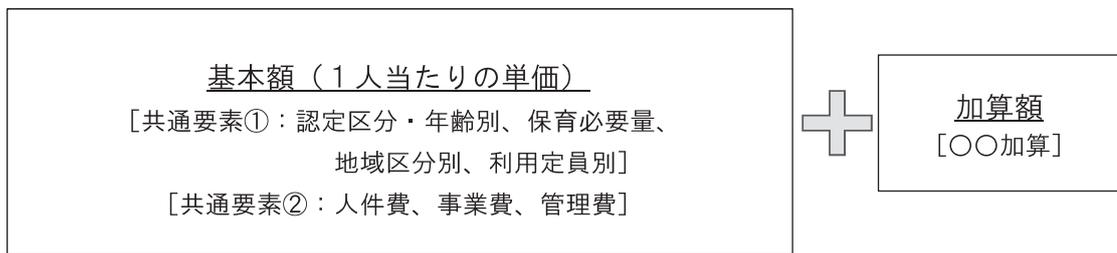


## 公定価格に関する論点について

### 公定価格の基本的な構造

- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 現在、子ども・子育て会議（基準検討部会）において、公定価格に関する議論とともに、価格の算定に密接に関連する「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」などについても、並行して議論を進めているところ。

### 《公定価格（基本額）イメージ》



## 公定価格の検討スケジュール（イメージ）

- 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。
- ※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

#### 平成25年度

- 9月～
  - 子ども・子育て会議において順次議論
- ～年度末
  - 子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ
  - ※「骨格」＝「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

#### 平成26年度

- 4月～6月頃
  - 骨格、仮単価の提示
  - 概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み
  - ※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。
- 8月
  - 概算要求
- 10月頃～
  - 各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集
- 年末・年度末
  - 国ベースの金額の確定（政府予算案）
  - 子ども・子育て会議で諮問・答申

# 公定価格・利用者負担に関する現時点での主な論点

## ○公定価格に関する論点について

### 1. 公定価格の基本的な構造

- 新制度施行時に公定価格を設定する段階においては、対象となる費目を一定程度特定したうえで評価することが必要

### 2. 公定価格の個別検討項目について

#### I. 共通要素①（全ての施設・事業に共通して勘案すべき事項）に関する検討の視点

##### 1. 認定区分・年齢との関係

- 教育標準時間認定は幼稚園の、保育認定は保育所の経営実態等を踏まえ、必要な職員の配置を考慮して検討

##### 2. 保育必要量との関係

- 保育認定の公定価格については、保育必要量の区分（保育標準時間（11時間）、保育短時間（8時間）の2区分）ごとに設けることを基本

##### 3. 地域区分との関係

- 地域別の人件費等の違いを考慮することを基本とし、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討

##### 4. 定員規模との関係

- 定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に単価を設定することを基本

#### II. 共通要素②（すべての施設・事業に共通する費目：人件費・事業費・管理費）に関する検討の視点

##### 1. 人件費に係る事項について

###### ①職員配置について

- 国会の附帯決議で求められている「3歳児を中心とした職員配置等の見直し」など、配置の改善等について検討

###### ②処遇改善、経験年数等に応じた公定価格上の評価、キャリアアップについて

- 職員の処遇改善の方策について検討

##### 2. 人件費、事業費（教育・保育の提供）に係る事項について

###### ① 保育必要量の取り扱いについて

###### ② 年間を通じた学校教育・保育の提供について

- 開所日数・時間等の取扱いを検討

###### ③ 給食費の取り扱いについて

- 子どもの認定区分等との関係について検討

###### ④ 障害児の受け入れ促進について

- 幼稚園・保育所等は現行の財政措置を基本とし、新設の地域型保育事業はその取扱いを検討

###### ⑤ その他

- 研修や小学校との連携について検討

#### 3. 管理費に係る事項について

##### ① 減価償却費、賃借料の取り扱いについて

- 減価償却費等の公定価格への組み込み方について、現行の幼稚園・保育所の施設整備や賃貸の実態等を考慮して検討

##### ② 第三者評価の費用の取り扱いについて

- 受審促進のための必要な受審料等のコスト評価について、受審率目標の設定の検討と併せて検討

#### III. 各種加算に関する検討の視点

- 画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものに分類して検討

#### IV. その他の論点について（上記Ⅰ～Ⅲの検討を行った上で、施設・事業ごとの論点について検討）

##### 1. 保育所、幼稚園、認定こども園に係る事項について

###### ① 施設ごとに求められる職員の配置との関係について

- 各施設の職員配置基準等において求められる水準に対応することが基本

###### ② 子育て支援機能について

- 認定こども園は子育て支援が実施義務、幼稚園・保育所は努力義務とされていることを踏まえて検討

###### ③ 事務処理体制について

- 日常的な管理事務等に加え直接契約に伴う事務負担も勘案して検討

##### 2. 地域型保育事業に係る事項について

- 地域型保育事業の認可基準を踏まえて検討

## ○利用者負担に関する論点について

### 1. 新制度における利用者負担の構造

- 現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に検討

### 2. 利用者負担の検討について

#### I. 利用者負担に関する検討の視点

##### 1. 所得階層の区分数について

##### 2. 所得階層区分の決定方法について

##### 3. 利用者負担の切り替え時期について

##### 4. 多子軽減の取り扱いについて

- 幼保間の整合性をとったうえで、現行と同様に多子軽減を導入する方向で検討

##### 5. 実費徴収・上乗せ徴収の取り扱いについて

- 実費徴収・上乗せ徴収のあり方について、現在の幼稚園、保育所における実態を踏まえつつ検討

##### 6. その他

# 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

平成26年2月14日

## 1. 「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)
- 子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
  - ・ 潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で（量の見込み）、
  - ・ これに対応する提供体制を計画的に整備する（確保方策）仕組みとしている。（市町村子ども・子育て支援事業計画の策定）
- 「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。  
※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。
- また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の1つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」（第2条第2項）としており、「質の改善」に取り組む必要がある。
- 「質の改善」は、様々な内容が考えられるため、消費税の増税等による財源を踏まえて、どのような項目の改善をどの程度実施するのか、優先順位を検討する必要がある。

※平成26年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる0.5兆円程度について、0.3兆円を子ども・子育て支援に充当。

## 2. 量的拡充について

### 1. 「量的拡充」の追加所要額の推計の前提

#### (1) 対象範囲（公費負担部分）

- ・ 1号認定（認定こども園、幼稚園）
- ・ 2号認定・3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）
- ・ 以下の地域子ども・子育て支援事業
 

延長保育事業	放課後児童クラブ	子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業（幼稚園型を含む）	
病児保育事業	ファミリー・サポート・センター事業	
- ・ 社会的養護関係

#### (2) 諸前提

- 物価変動等や「質の改善」の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。  
（社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）出生中位推計）
- 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

### 2. 推計

#### (1) 教育・保育

##### ① 1号認定（認定こども園、幼稚園）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
3,487億円	3,487億円	3,641億円	3,565億円	78億円

※平成25年度及び平成26年度の金額は、私学助成（一般補助）、就園奨励事業の平成26年度政府予算案等をもとに見込まれる幼稚園に対する公費負担額（政府予算ベース）の90%に相当する額。  
 ※新制度実施後（平成27年度以降）は、私学助成対象外の私立幼稚園、就園奨励事業の未実施市町村の園児分を含み、満3歳児の就園率毎年0.3%増、3～5歳児の就園率50.1%（過去5か年度の平均就園率）と仮定して算定。

##### ② 2号認定・3号認定（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度→29年 度の量の拡充
12,094億円	12,702億円	14,014億円	15,034億円	2,940億円

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人の受入児童数の増を図る。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※直近の実績等を基に試算。

※平成25年度に安心こども基金で実施している事業(③～⑧、⑩)については、平成24年度の交付状況を「平成25年度」の欄に記載。

※①②⑨の事業については事業主拠出金を充当することとされており、上段は事業主負担を含む額、下段は公費負担のみの額を記載。

①延長保育事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	1,040億円	1,104億円	1,171億円	1,317億円	277億円
公費のみ	815億円	865億円	917億円	1,032億円	217億円

②放課後児童クラブ

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	860億円	906億円	1,031億円	1,095億円	235億円
公費のみ	573億円	604億円	687億円	730億円	157億円

③子育て短期支援事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	4億円	7億円	7億円	8億円	4億円

④乳児家庭全戸訪問事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	54億円	63億円	67億円	67億円	13億円

⑤養育支援訪問事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	18億円	22億円	24億円	30億円	12億円

⑥要保護児童等に対する支援に資する事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	10億円	15億円	18億円	28億円	18億円

⑦地域子育て支援拠点事業

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
	342億円	421億円	464億円	469億円	127億円

⑧一時預かり事業

<一般型・余裕活用型・訪問型等>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
108億円	286億円	324億円	325億円	217億円

<幼稚園型（在籍園児分のみ）>

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
—	—	131億円	133億円	133億円

※私学助成（特別補助）等からの円滑な移行等を図る。

※私学助成（特別補助）対象外の私立幼稚園も含む。

⑨病児保育事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
145億円	156億円	160億円	170億円	25億円
公費のみ 97億円	104億円	107億円	113億円	16億円

⑩ファミリー・サポート・センター事業

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
48億円	69億円	65億円	72億円	24億円

(3) 社会的養護関係

※直近の実績を基に試算。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成29年度	25年度 →29年度の量 の拡充
1,810億円	1,857億円	1,895億円	1,980億円	170億円

25年度→29年度の量的拡充 計 4, 273億円

（公費負担 4, 126億円  
事業主 147億円）

※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの。

(参考) 26年度→29年度の量的拡充(公費) 計 3, 084億円

### 3. 質の改善について

#### 1. 「質の改善」の追加所要額の推計の前提

##### (1) 対象範囲

子ども・子育て支援新制度の立案過程、法案審議・附帯決議、昨年4月以降の子ども・子育て会議・基準検討部会での議論等において、「質の改善」として提案されてきた項目

##### (2) 諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。  
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算  
(平成29年度とする理由)
  - ・ 税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
  - ・ 保育ニーズのピークは平成29年度末
- 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

##### 【凡例】

- △ : 子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)
- ☆ : 平成24年3月2日少子化社会対策会議決定
- ◇ : その他

(給付等関係)

#### △☆ 3歳児を中心とした職員配置の改善

内容	所要額
3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度

#### 研修の充実

内容	所要額
保育教諭・保育士等1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	38億円～94億円程度

#### ☆ 休日保育の充実

内容	所要額
休日保育の給付化に伴う措置(担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消)	32億円程度

△☆☆ 職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

内容	所要額
私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（処遇改善臨時特例事業と同様(＋2.85%)～＋5%) ※平成26年度予算案(保育士等処遇改善臨時特例事業) 367億円	542億円～952億円程度

※ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の幼稚園教諭・保育士の給与月額を全職種の平均並に改善した場合(＋45%)には8,565億円程度が必要。

☆ 保育認定の2区分に応じた対応

内容	所要額
保育標準時間認定について、11時間の保育必要量に対応する職員を配置(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)を加配した場合)	337億円程度
保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度(▲5%)と仮置きした場合の所要額	154億円程度

※ 保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11/8にした場合には3,025億円程度が必要。

△☆☆ 小規模保育の体制強化

内容	所要額
小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置 ※平成26年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。	134億円程度
地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定 ※平成26年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円(再掲)	8億円程度
地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度

☆ 地域の子育て支援・療育支援

内容	所要額
幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所:専任化を加算で実施又は全て専任化(以下同じ)	73億円～307億円程度
地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)	51億円～59億円程度
障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)	180億円～231億円程度

小学校との接続の改善

内容	所要額
小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費のみの場合～人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合)	20～86億円程度

☆ 減価償却費、賃借料等への対応

内容	所要額
施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度

事務負担への対応

内容	所要額
全ての私立幼稚園、認定こども園に事務職員(非常勤)を追加で配置(幼稚園:週2日～週5日、認定こども園:週2日～週6日)	52～194億円程度

☆ 施設長、栄養士、その他の職員の配置

内容	所要額
保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度
栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(嘱託費用を追加～栄養士(非常勤)に係る費用)	22億円～73億円程度
半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置 ※平成26年度予算案(保育所に保育支援者を配置) 72億円	154億円程度

第三者評価等の推進

内容	所要額
第三者評価等の受審費用の支援(3年に1度、5年に1度、10年に1度の受審) ※3年:児童養護施設等と同様(3年に1度の受審を義務付けている。) ※5年:子ども・子育て支援事業計画1期分に相当 ※10年:子ども・子育て支援事業計画2期分に相当	13億円程度(10年に1度) 24億円程度(5年に1度) 42億円程度(3年に1度)

低所得者世帯の負担軽減拡充

内容	所要額
低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	

(地域子ども・子育て支援事業関係)

☆ 延長保育の充実

内容	所要額
延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度

☆◇ 放課後児童クラブ事業の充実

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

※社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

内容	所要額
「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに、取組内容に応じて常勤職員1名・常勤的非常勤1名のいずれかを配置、又は常勤職員1名を配置) ※平成26年度予算案(18時半を超えて開所するクラブに常勤的非常勤1名を配置) 154億円	339億円 ~406億円程度
5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度
常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度

一時預かり事業の充実

内容	所要額
保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度
幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度

☆ 病児保育の充実

内容	所要額
基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型) ※利用のない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度
看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度

ファミリー・サポート・センター事業の充実

内容	所要額
提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度

☆ **利用者支援事業(法律により新設)**

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2~3中学校区に1箇所) ※平成26年度予算案(利用者支援事業) 162億円	228~342億円程度

**実費徴収に伴う補足給付事業(法律により新設)**

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	3億円~7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額~全額の補助	52億円~103億円程度

**多様な主体の参入促進事業(法律により新設)**

内容	所要額
認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置 ※平成26年度予算案(新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置) 13億円	5億円程度
認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度

**研修の充実**

内容	所要額
地域子ども・子育て支援事業に従事する1人当たり年間2日~5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	8億円~19億円程度

☆◇ **社会的養護の充実**

※「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)

内容	所要額
児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度
児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度
児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	21億円程度
児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度
児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度
小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※平成26年度予算案(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増) 33億円	84億円程度
児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の私立保育士+2.85%~全職員+5%等)	12~88億円程度
施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度

質の改善 計 ~ 6,865億円程度

(参考) 26年度の先行実施分 計 1,027億円  
(小規模保育事業に係る認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)

(前回の合同会議における主なご意見)

- 地域子ども・子育て支援事業も含め研修の充実が必要。
- 研修には、研究や教育・保育の準備にかかるものも含むようにして欲しい。
- 保幼小連携など、地域のネットワーク構築による質改善が重要ではないか。「施設内で行うもの」と「施設と外部のネットワークで行うもの」を区別し、議論を整理すべき。
- 小学校との連携・接続強化について、加算で対応すべき。
- 保幼小連携はステップ2は本来に行うことが望まれるので、ステップごとに時限的な加算とすることも考えられる。
- 都市部の問題ではないことを見える化する必要があるとあり、給付と同様に地域子ども・子育て支援事業、社会的養護にも配慮が必要。
- 社会的養護にも配慮が必要。
- ソーシャルワーカーの配置など、福祉的視点が必要。
- 加算は当分の間の措置とするものと恒久化することが望ましいものを分けて考えるべきではないか。
- 規模の大小にかかわらず、質の高い保育を受けられるようにして欲しい。
- 処遇改善が最重要。給付系だけでなく、放課後児童クラブや社会的養護も必要。
- 保護者負担の更なる軽減も必要。

## (4) 「保育緊急確保事業」について

### 事業内容等

#### 【事業内容】

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援する。

#### 【実施主体】

市町村(特別区含む)

※特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されている。

総事業費 2,307億円 《国 1,043億円 地方 1,264億円》

#### 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等

- ① 小規模保育運営支援事業
- ② グループ型小規模保育事業
- ③ へき地保育事業
- ④ 幼稚園における長時間預かり保育支援事業
- ⑤ 家庭的保育事業
- ⑥ 認定こども園事業(保育所型)
- ⑦ 認定こども園事業(幼稚園型)
- ⑧ 保育士等処遇改善臨時特例事業
- ⑨ 保育体制の強化
- ⑩ 認可化移行総合支援事業(運営費支援、調査費、移転費)
- ⑪ 民有地マッチング事業

【補助率 1/2】

※「⑧保育士等処遇改善臨時特例事業」は、国の補助率3/4。

#### 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等

- ① 放課後児童クラブの充実  
(利用意向を反映した開所時間延長への対応)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 新規参入施設への巡回支援事業

【補助率 1/3】

事務連絡  
平成 25 年 12 月 25 日

各 都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

### 平成 26 年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

昨年 8 月に、社会保障と税の一体改革（以下「一体改革」という。）関連 8 法案が成立しました。この改革は、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図ることを目的の 1 つとするものであり、従来の高齢者 3 経費（年金、高齢者医療、介護）に加え、少子化対策（子ども・子育て支援）にも、国・地方の消費税の増収分を活用することとされています。

具体的には、消費税法及び地方税法の一部改正により、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税・地方消費税の税率引上げとともに、消費税（国税）の社会保障目的税化、引上げ分の地方消費税の社会保障財源化が定められ、平成 26 年 4 月 1 日より施行されることとなります。

平成 26 年度においては、国・地方合わせて 5.0 兆円程度の増収を見込んでおり、うち 0.5 兆円程度を社会保障の充実に、そのうち 0.3 兆円程度を子ども・子育て支援の充実に活用することを予定しています。

これと関連して、平成 26 年度においては、子ども・子育て支援法附則第 10 条に基づき、新制度への円滑な移行を図るための「保育緊急確保事業」を実施することとしています。この事業は大別して、①本年 4 月安倍総理の指示により策定した「待機児童解消加速化プラン」の推進、②新制度に基づく事業の先行的な支援、から構成されています。政府としては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 29 年度までに 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を目指すこととしています。

12 月 24 日に閣議決定された国の平成 26 年度予算案においては、この「保育緊急確保事業」と「保育所運営費」を合わせて、公費全体で 1 兆 1,469 億円を計上しており、うち地方負担分は 5,845 億円を想定しています。国負担分についても、消費税収を活用して大幅な増額を図ることとしています。地方負担分は、平成 25 年度より 1,148 億

円の増額（伸率 24.4%）に相当します。なお、これに必要となる財源については、地方消費税等の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しています。

各都道府県・市町村におかれても、上記の一体改革の趣旨や国の予算案等を踏まえ、待機児童数など地域の事情を勘案しつつ所要の予算を確保し、子ども・子育て支援の充実に努めていただくようお願いいたします。

「保育緊急確保事業」の実施要件などの事業の詳細については、内容が固まり次第、情報提供させていただきます。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村に情報提供いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 「子ども・子育て支援新制度」シンボルマークについて

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

ビジュアルは、新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、新制度への共感や、親しみを感じていただけるものとなりました。メインコピーのロゴとイラストを描いてくださったのは、絵本作家として活躍されているのぶみさん。新制度の意義にご賛同いただき、ご協力いただきました。



